



平成28年 5月17日

各 位

会社名 株式会社タカキュー
代表者名 代表取締役社長 木内 守
(コード番号8166:東証第一部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 佐藤 立育
(TEL:03-5248-4100)

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正

平成28年4月18日に開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして一部記載に誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所につきましては、下線を付しております。

記

<訂正前>

2. 変更の内容

変 更 案
第4章 取締役および取締役会 (社外取締役の責任限定契約) 第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任 <u>限定額</u> とする。
第5章 監査役および監査役会 (社外監査役の責任限定契約) 第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任 <u>限定額</u> とする。

<訂正後>

2. 変更の内容

変 更 案
第4章 取締役および取締役会 (社外取締役の責任限定契約) 第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任 <u>限度額</u> とする。
第5章 監査役および監査役会 (社外監査役の責任限定契約) 第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任 <u>限度額</u> とする。

以上